i　項番13「自己資本比率告示第二百二十四条第一項の規定により1250％のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額及び第二十面の項番13「自己資本比率告示第二百二十四条第一項の規定により1250％のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセット」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、1250％のリスク・ウェイト適用分」の項イ欄の額と一致する。

j　項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番14「内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番13「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、内部格付手法における外部格付準拠方式又は内部評価方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

k　項番15「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番15「内部格付手法における指定関数方式が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番14「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、内部格付手法における指定関数方式適用分」の項ハ欄の額と一致する。

l　項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番16「標準的手法が適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の項番15「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、標準的手法適用分」の項ハ欄の額と一致する。

m　項番17「自己資本比率告示第二百二十四条第一項の規定により1250％のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額及び第二十面の項番17「自己資本比率告示第二百二十四条第一項の規定により1250％のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーに係る所要自己資本」の項イ欄の額の合計額は、第一面の「信用リスク・アセットの額の算出対象となっている証券化エクスポージャー　うち、1250％のリスク・ウェイト適用分」の項ハ欄の額と一致する。

n　この面に定める各項目につき、自金融機関で該当する額がない場合には項を削除せず、「―」を記載すること。

o　この面に記載する額は、この面で指定された単位で記載し、当該単位未満の端数は切り捨てること。

（第二十面）

（単位：百万円）

ＳＥＣ４：信用リスク・アセットの額の算出対象となる証券化エクスポージャー及び関連する所要自己資本（自金融機関が投資家である場合）

項番		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ	リ	ヌ	ル	ヲ	ワ	カ	ヨ
		合計	資産譲渡型証券化取引（小計）	証券化			再証券化			合成型証券化取引（小計）	証券化			再証券化		
					裏付けとなるリテール	ホールセール		シニア	非シニア			裏付けとなるリテール	ホールセール		シニア	非シニア
	エクスポージャーの額（リスク・ウェイト区分別）															
1	20％以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
2	20％超50％以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
3	50％超100％以下のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
4	100％超1250％未満のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															
5	1250％のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー															